

修正対象物品の令和2年度における輸入数量

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の8第4項の規定に基づき、令和2年度の初日等から令和2年12月31日までの修正対象物品の各輸入数量を下記のとおり公表する。

記

1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（日豪EPA）

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	140,000 トン	87,335 トン	52,665 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	205,000 トン	114,904 トン	90,096 トン

2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP（TPP11））（牛肉以外）

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
4	豚肉	オーストラリア	813 トン	606 トン	207 トン
5	豚肉	カナダ	273,815 トン	177,163 トン	96,652 トン
6	豚肉	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
8	豚肉	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
10	豚肉	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
13	豚肉	メキシコ	120,757 トン	81,575 トン	39,182 トン
14	豚肉調製品	オーストラリア	19 トン	3 トン	16 トン
15	豚肉調製品	カナダ	33 トン	11 トン	22 トン
16	豚肉調製品	シンガポール	8 トン	0 トン	8 トン
18	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
20	豚肉調製品	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
23	豚肉調製品	メキシコ	0 トン	0 トン	0 トン
24	ホエイ（乳たんぱく質25%未満）	発効国全体	5,667 トン	0 トン	5,667 トン
25	ホエイ（乳たんぱく質25%以上45%未満）	発効国全体	5,056 トン	0 トン	5,056 トン
26	オレンジ	発効国全体	39,000 トン	707 トン	38,293 トン
27	SPF製材	カナダ	1,636,000 m ³	648,032 m ³	987,968 m ³
28	パーティクルボード	ニュージーランド	67,200 m ³	26,067 m ³	41,133 m ³
29	OSB等	カナダ	233,000 m ³	98,798 m ³	134,202 m ³
31	合板	ベトナム	206,000 m ³	81,205 m ³	124,795 m ³
33	針葉樹合板	カナダ	7,200 m ³	104 m ³	7,096 m ³
35	針葉樹合板	ニュージーランド	62,400 m ³	3,278 m ³	59,122 m ³

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日欧EPA）（牛肉以外）

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
38	豚肉	欧州連合	387,980 トン	207,755 トン	180,225 トン
39	豚肉調製品	欧州連合	5,076 トン	2,402 トン	2,674 トン
40	ホエイ（乳たんぱく質25%未満）	欧州連合	2,611 トン	663 トン	1,948 トン
41	ホエイ（乳たんぱく質25%以上45%未満）	欧州連合	2,267 トン	34 トン	2,233 トン
42	オレンジ	欧州連合	2,000 トン	0 トン	2,000 トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（日米貿易協定）（牛肉以外）

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
45	豚肉	アメリカ合衆国	305,378 トン	188,108 トン	117,270 トン
46	豚肉調製品	アメリカ合衆国	2,155 トン	466 トン	1,689 トン
47	ホエイ（乳たんぱく質25%未満）	アメリカ合衆国	1,100 トン	0 トン	1,100 トン
48	ホエイ（乳たんぱく質25%以上45%未満）	アメリカ合衆国	1,000 トン	0 トン	1,000 トン
49	オレンジ	アメリカ合衆国	37,050 トン	664 トン	36,386 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）別表第1に規定する項番号。
- ・1の項及び2の項の各輸入数量には、オーストラリアを原産地とするCPTPP適用牛肉の各輸入数量を含む（関税暫定措置法施行令第19条の3）。
- ・3の項、37の項及び44の項（牛肉）は、別途公表。
- ・26の項、42の項及び49の項（オレンジ）は、12月1日から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を公表（関税暫定措置法施行令第19条の9）。